



# 佐賀県公報

(平成19年3月9日) 平成19年3月9日(金)  
平成18年度における入札参加資格の認定を受けていること。

- (2) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号) 第2条第2項の規定により、電気工事に係る平成17年度及び平成18年度における入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 技術者及び点検者

## IV 次 公 批

(◎母ダ県例規集に登載するもの)

- 佐賀県オフサイドセンター強電設備定期点検及び保守業務委託に係る一般競争入札

(消防防災課)

- 佐賀県防災・安全・安心情報発信事業業務委託に係る一般競争入札

( = ) 11

- 佐賀県防災行政通信ネットワーク通信設備定期点検及び保守業務委託等に係る一般競争入札

## ○ 公 批

- 条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月9日

佐賀県知事 古川 康

### 1 入札に付する事項

- (1) 委託条件 佐賀県オフサイドセンター強電設備定期点検及び保守業務委託

- (2) 委託案件の仕様書 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 委託期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

- (4) 委託場所 佐賀県唐津市

### 2 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県統括本部消防防災課防災情報担当 電話 0952-25-7026

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成19年3月9日から平成19年3月16日まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
の午前9時から午後5時まで

- (3) 入札書の提出日時及び提出場所

日時 平成19年3月29日(木) 午後2時20分  
場所 佐賀県庁新行政棟9階 92号会議室(予定)

- 4 入札の無効

平成19年3月9日(金)

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (6) 入札参加資格のない者、条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 5 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

## 6 落札者の決定方法

- (1) 入札参加資格を有するものが1者以上いなかつたとき。

- (2) 入札参加資格を有するものが1者以上いなかつたとき。
- (3) 入札参加資格を有するものが1者以上いなかつたとき。

## 7 その他

- (1) 入札保証金

佐賀県財務規則第103条第2項第2号の規定により免除します。

- (2) 契約保証金
- 
- 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。
- 条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。
- 平成19年3月9日
- 佐賀県知事 古川 康
- 1 入札に付する事項
- (1) 委託条件 佐賀県防災・安全・安心情報発信事業業務委託
  - (2) 委託案件の仕様書 入札説明書及び仕様書による
  - (3) 委託期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
  - (4) 委託場所 佐賀県佐賀市ほか
- 2 入札参加資格
- 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
  - (2) 佐賀県物品の製造・修理又は購入に関する競争入札参加資格者（情報処理機器等）で県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
  - (3) 防災・安全・安心情報発信事業に関して、実績を有しているもの及びシステム開発・管理について、対応できる技術を有しており、かつ、プライバシーマーク (JIPDEC) 及びISMSの認定を取得しているもの。
- (4) 本委託業務の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間に、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けないこと。
  - (5) 本委託業務の入札参加申請書提出期限日以前6月以内に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
  - (6) 入札の参加を希望する者は、(2)及び(3)に掲げる事項を証する書類を平成19年3月16日（金）午後5時までに3の(1)に掲げる場所に提出すること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県統括本部消防防災課防災情報担当 電話 0952-25-7026

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成19年3月9日から平成19年3月16日まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
の午前9時から午後5時まで

(3) 入札書の提出日時及び提出場所

日時 平成19年3月29日（木）午後2時40分

場所 佐賀県庁新行政棟9階 92号会議室（予定）

## 4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出  
した者

(6) 入札参加資格のない者、条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者  
がした入札

## 5 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

(1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。  
(2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(3) 入札参加資格を有するものが1者以上いなかつたとき。

## 6 落札者の決定方法

(1) 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第105条1項の規定によ  
り定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）  
したものを受け取る

(2) 落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、直ちに当  
該入札にくじを引かせて落札者を決定します。

## 7 その他

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則第103条第2項第2号の規定により免除します。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月9日

佐賀県知事 古川 康

## 1 入札に付する事項

## (1) 委託件名

① 佐賀県防災行政通信ネットワーク通信設備定期点検及び保守業務委託  
② 佐賀県震度情報ネットワークシステム定期点検及び保守業務委託  
③ 緊急時連絡網設備の定期点検及び保守業務委託  
④ 緊急時連絡網設備装置の賃貸借

(2) 委託案件の仕様書 入札説明書及び仕様書による  
(3) 委託期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで  
(4) 委託場所 佐賀県佐賀市ほか

## 2 入札参加資格

		入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
(1)		地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
(2)		佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により、電気通信工事に係る平成17年度及び平成18年度における入札参加資格の認定を受けていること。
(3)		委託件名①、②、③及び④の管理技術者及び点検者について すべての管理技術者は、業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有するものとし、それぞれの点検者について必要な技術知識は下記のとおりとする。
①		点検者は、業務の履行に必要な技術知識（第一級陸上特殊無線技士等）及び経験を有する技術者とする。
②		点検者は、業務の履行に必要な技術知識（第一級陸上特殊無線技士等）及び経験を有する技術者とする。
③		点検者は、業務の履行に必要な技術知識（デジタル1種工事担任者）及び経験を有する技術者とする。
④		点検者は、業務の履行に必要な技術知識（デジタル1種工事担任者、第二種電気工事士）及び経験を有する技術者とする。
(4)		佐賀県内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。
(5)		本委託業務の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間に、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けないこと。
(6)		本委託業務の入札参加申請書提出期限日以前6月以内に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
(7)		入札の参加を希望する者は、(2)から(4)までに掲げる事項を証する書類を平成19年3月16日(金)午後5時までに3の(i)に掲げる場所に提出すること。
3	入札書の提出場所等	
(1)		入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
(2)		佐賀県統括本部消防防災課防災情報担当 電話 0952-25-7026
		平成19年3月9日から平成19年3月16日まで(土曜日及び日曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで
(3)		入札書の提出日時及び提出場所 日時 平成19年3月29日(木) ①午後1時 ②午後1時20分 ③午後1時40分 ④午後2時
	場所	佐賀県庁新行政棟9階 92号会議室(予定)
4	入札の無効	
		次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。
(1)		金額の記載がない入札
(2)		法令又は入札に関する条件に違反している入札
(3)		同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
(4)		所定の場所及び日時に到達しない入札
(5)		入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
(6)		入札参加資格のない者、条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札
5	入札の中止	
		次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。
(1)		入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
(2)		天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない

いとき。

(3) 入札参加資格を有するものが1者以上いなかつたとき。

6 落札者の決定方法

(1) 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第105条1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）したものを受け託者とする

(2) 落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

7 その他

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則第103条第2項第2号の規定により免除します。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

申購  
込読  
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年三月九日印  
行者佐賀県知事古川康行

印刷定日  
所毎週月  
株古川  
総合印  
刷曜日